

## 第6回地域の医療を地域で守るための条例策定審議会 会議概要

日 時 平成29年2月2日（木）13：30～15：00

場 所 鳴門市役所本庁舎3階会議室

出席者 委員14名（欠席1名）  
健康福祉部長、参与、健康政策課職員4名、長寿介護課長、保険課長

備 考 本審議会は公開で開催された

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

1) パブリックコメントで寄せられた意見への回答について

会 長) この審議会は、一昨年(平成27年)の2月5日に第1回目の会議が開催され、ほぼ2年が経つ。その間委員の皆様から意見を頂戴し、審議を行ってきた。前回の第5回目の審議会は、昨年(平成28年)の9月2日に開催され、条文や名称について意見をいただいた。その後、会長に一任いただき、事務局と取りまとめを行った後、市内部での審査等を経て固まった案については、12月の始めに事務局から文書にて各委員に報告があった。また、市当局より市議会に対して条例案について報告を行い、12月15日から1月16日の間にパブリックコメントを実施し、市民からの意見や提案を受け、本日の策定審議会の運びとなった。本日は最終案の審議を行い、会議の終わりで市長に答申が出来ればと思っているので、よろしく願いしたい。ではまず、事務局より、議題①パブリックコメントへの回答についての説明と、併せて追加資料や、市内部の審査の中で議論のあった内容についても報告を。

～事務局よりパブリックコメントへの回答について説明他（略）～

会 長) 事務局より説明のあったパブリックコメントの回答案について、意見や

質問はないか。こういった形での回答案でよろしいか。

委員) 異議なし

会長) それでは、ただいま事務局から説明があった回答で公表することを、この審議会として了承したい。本議案については、原案通りとする。次に議題②「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」の最終案について、事務局より説明をお願いします。

## 2) 鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例最終案について

～事務局より条例最終案について説明(略)～

会長) ただいま事務局より、条例案の全貌について説明があったが、この内容についてはこれまで時間をかけて、この審議会において委員の皆様と審議、検討をしてきた事柄であるが、この案を持って、条例の最終案としてよろしいか。

委員) 異議なし

会長) 異議がないようなので、これをもちまして最終案とする。それでは本日、市長に答申をすることが可能となったので、答申書の案について事務局より資料の配布を。

～事務局より答申書案について説明(略)～

会長) こういった答申書の案でよろしいか。

委員) 異議なし

会長) それでは了承いただいたので、答申書の準備をお願いしたい。準備の間、次の議題である条例策定後の取り組みについて事務局から説明を。

## (3) 条例策定後の取組について

～事務局より条例策定後の取り組みについて説明（略）～

会 長) 条例が具体的に施行された後、どのように進めていくかということで、市の新年度予算も審議されているので、取り組みの方針が決まっているものについて、質問、意見があれば出していただきたい。

委 員) 具体的なことになるが、市の基本的施策第7条において3点ほど考えたことがある。1つめは、(2)の「健康診査及び検診の充実を図ること」について、鳴門病院は、日常診療で忙しい中、健診業務を積極的にされていると感じているが、先ほどのパブリックコメントのところの4番目の意見で、「鳴門市医師会の開業医師が徳島県鳴門病院へ応援診療に行く応援診療制度の実施」について提案があったが、回答としては「役割の違いがあって実施困難」でよいと思うが、健康診断に関する開業医からの支援は、鳴門病院で行うだけではなく、開業医も健康診断にかかわっていると思うので、両方が協力して行って病院の負担を減らしていくというのが、これから進めていく1つの取り組みではないかと思った。2つめは、同じく第7条(4)で、「地域医療を守り育む活動に携わる人材の育成及び確保に努める」というところで、具体的には、私は医師なので医者のことになるが、鳴門市出身の医学生とコンタクトを取って、鳴門市出身ということで思い入れもあると思うので、彼らとつながりを持って、卒業後、鳴門市に帰って働いてもらうというような取り組みも方策として考えては。最後に(5)の「市民及び市民活動団体の支援」のところ、以前も海部郡の「地域を守る会」の話をしたが、熱心なリーダーの方がいる。やはり、市民の中からそういうリーダーを1人出さないと、なかなか動いていかないと思うので、ぜひリーダーになる人を探して、その人を中心にまとめていただきたい。待っていてもなかなか団体は出来ないと思うので、そういった取り組みをぜひお願いしたい。

会 長) 条例交付後に、どう具体的に進めていくかというところでアドバイスをいただいたが、事務局より補足することがあればどうぞ。

事務局) 健康診断については、本日ご参加いただいている医師会にも非常にご協力をいただいております、鳴門市独自で実施している健康診断の項目もあるので、引き続き実施していきたい。海部郡の「地域を守る会」のリーダーの方の話はよく存じ上げている。条例策定後の講演会やシンポジウムを

計画しているので、話をさせていただくという案も考えている。実際に活動されている方の話を市民にも聞いていただき、「やっぴいこう」という気持ちを持ってもらえるよう、リーダーの育成をしていきたい。

会 長) 他にご意見はないか。

委 員) 「徳島県鳴門病院」は名前に「徳島県」とついているが、海部病院や県の健診センター、三好病院も県立だが、その健康診断はどうなっているのか。鳴門病院は救急指定病院でもあるし、災害拠点病院であり、いろいろなことをしなければいけない上に、健診もしなければいけないのであれば、鳴門病院に非常に負担がかかる。県北、県南、県西部それぞれに県立があるのだから、健康診断は県で医師を確保して、健診は健診、鳴門病院は臨床と分けてはどうか。鳴門市もそれを指導していただけたら有難い。医師会の医師と鳴門病院では役割が違う。我々はプライマリーケアをしている。パブリックコメントに意見あったが、(鳴門病院に手伝いにいくとなると) 自分のところの病院や入院している人をどうするのか、非常に大きな問題がある。そういったところを皆で考えていきながら、本当に住み慣れた町でちゃんとできるようにしていかなければと思う。県にも考えてほしい。

委 員) 今、健康診断は保険者が実施するようになっており(特定健診)、地域でかかりつけ医が普段の状態を知っているという状況で、個別で健診する事が多くなっていると思うが、やはり急性期医療を担っているところは、おっしゃるように医療が中心になっていると思う。健診センターは財団法人なので、そちらは健診を専門としており、そこは一生懸命やっている。鳴門病院は、ドックなどの健診部門があるので健診をされているわけで、県として、住み分けは進めさせていただいていると思っている。鳴門市もいろいろ工夫して検診をしている。受診率の低い検診もあるので、どういう風に効果的なことをやっていくか、今後また検討していただきたい。条例については、県として盛り込んでいただいた終末期医療のことや急性期医療をどう受診するかなど、医療を守るための行動を市民に啓発することが一番いい機会になると思うので、よろしくお願ひしたい。あと、自分のところの仕事のご協力お願ひしたいのが、ご承知のように、消費者庁の誘致を行っており、7月からオフィスが出来る。消費者庁も厚生労働省と近いことをやっぴい、「子どもの事故防止」ということをやっぴい。小児の救急医療を守るというためにも、子どもや保護者と普段

接している保健師の力を借りて、「子どもの事故防止」に取り組んでいきたいので、協力をお願いしたい。

委員) 本日の会の大きな要素を占めている徳島県鳴門病院について、そもそもは鳴門病院が医療の面で地域への貢献が少なくなっていたり、なくなってしまうのではというご心配をかけたということがあった。幸いにも、「徳島県」の病院ということで、地方独立行政法人ではあるが、公的な形で残ることが出来た。職員もそれなりに安心して仕事が出来ていると思う。引き続き、今の状況の中で出来る限りの医療を通じて、貢献していきたいと考えている。患者の多くは、鳴門市民であるだろうが、県の病院として県民全体に貢献しなくてはならない部分もある。しかし、やはり鳴門市民のサポートがあつての鳴門病院だと考えているので、今後ともご支援をよろしくをお願いしたい。条例策定後もいろいろな取り組みが継続されることによって、鳴門病院も上手く機能するようになればよい。

会長) この条例の趣旨を実現するためにも、特に医療機関関係の皆様には連携が一番肝心なところと思う。ぜひ、よろしくをお願いしたい。その他に意見はないか。

会長) 皆様のご協力により、スムーズに本日の審議を進めることができた。予定した内容を終了したので、進行を事務局にお返しする。

事務局) 本日の審議により、最終案が取りまとまったので、この場で会長から市長に答申をしていただきたい。5分ほど準備の時間をいただき、2時35分から再開する。

#### 4. 市長への答申

事務局) 会議を再開する。ただ今より、「鳴門市地域の医療を地域で守るための条例」審議会より、会長より市長への答申をお願いしたい。

会長) 「鳴門市地域の医療を地域で守るための条例」について答申する。平成27年2月5日付鳴健第22号で当審議会に諮問された標記の事項について、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」(案)でとりまとめたので答申す

る。なお、市民が生涯にわたって健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るまちづくりの実現を目指し、条例を円滑かつ適切に施行できる環境の整備に努められますよう要望する。条例の名称は「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」とされたい。条例案は別添のとおりである。どうぞよろしくお願ひしたい。

事務局) それではここで、市長より皆様にご挨拶させていただきたい。

市長) ただいま「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」の答申をいただいた。この条例については、平成21年10月に私が市長に就任して以来、鳴門病院の公的な存続を願うこと、また、地域医療の確保をお願いしたいという声が多くあり、ぜひ、私の就任期間中に地域の医療を守っていけるような条例を作りたいという思いでいっぱいだった。時が過ぎ、平成27年2月5日に皆様にお願ひをして、この条例の審議をしていただく運びとなった。非常に多岐にわたりご意見をいただき、また議論を積み重ねていただいた。2年間という長い期間、情熱を持って条例の素案を作っていたいただいたと思っている。本当に感謝をしている。本条例においては、市民、医療関係者、そして行政がそれぞれの立場でしっかりと取り組んでいくことを明記させていただいた。皆様方の思いも含めて、この条例の制定に向けた手続きを速やかに進めて行きたい。この条例をもとに、市民の皆様方が「健康なまち なる」と十分に生活をしていける、住んで良かったと思えるようなまちづくりを目指していきたいと考えている。今後、条例が制定された以降、皆様方から見守っていただき、また、お叱りもいただきながら、改めて前進していきたいと思うので、今後ともよろしくお願ひ申し上げて、感謝の意を込めてご挨拶とさせていただきます。

事務局) 平成27年2月に初めてお集まりいただいた策定審議会も、本日が最後の会議となる。結びに会長からご挨拶をいただきたい。

会長) 一昨年2月の第1回会議から2年間、延べ6回の審議会を経て、本日、市長に答申することができ、感慨深いものがある。改めて思い返すと、市民の健康づくりと地域医療の確保という、今後ますます重要度を増していく地域課題について、自治体の条例という手法でアプローチをしているというのがこの度の取り組みだったかと思う。全国的な先行事例も少なく、また専門的な分野にかかわる部分もあり、一方では国の大きな医

療制度改革が平行して進むなど、会長職を仰せつかったものの、正直スタートした時点ではやや途方にくれる感もあった。しかしながら、毎回の審議会で、委員各位から適切で建設的なご意見、ご提言をいただき、鳴門市の実情を踏まえた上で、具体的な条例案作りをすすめることができた。委員の皆様は改めて敬意と感謝を申し上げます。また、この間、事務局の皆さんには、審議会での議論の整理や、庁内の調整などに熱意を持って精力的に取り組んでいただいた。お礼を申し上げます。本日答申させていただいた条例案は、市長からの諮問に対する現時点で最大のお答え（ベストアンサー）であると考えているが、条例の正念場はこれからである。議会における審議、議決をいただいて、正式に市条例として施行されても、「立派な条例ができた」とただ忘れ置かれていくだけでは、条例の目指す姿には近づけない。条例の条文に血肉を与え、市民の生活や医療の場で実際に効き目を発揮するために、市行政をはじめ関係者の努力と協力が不可欠である。昨今、不透明感が増し混迷の予感さえも漂う今日の世相だが、いわゆる2025年問題という超高齢化に伴う医療・社会福祉の厳しい局面は、確実に訪れるわけである。その時においても、また、その後においても持続可能な地域医療が確保され、健康づくりに一人ひとりの市民が主体的に向き合う鳴門市が実現されておられるように、市民と市政、関係者が心と力を合わせた取り組みを期待し、審議会の終結にあたっての挨拶とさせていただきます、重ねてお礼申し上げます。

事務局) 本日の答申をもって、本審議会のすべての役割が完了となった。この後は、市で議会対応などの手続きをとらせていただく。なお、議会等の審議の結果についても年度末になろうかと思うが、委員の皆様には文書でご報告させていただきたい。皆様には長期間にわたり、ご協力をいただき本当に有難うございました。